

添付法令資料 3 :

電子的に統合された事業許認可サービス実施のガイドラインに関する
2020年3月30日付インドネシア共和国投資調整庁規則 No.1 (目次)
同年4月1日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第3条)
- 第2章 範囲 (第4条)
- 第3章 事業許認可サービスの規定
 - 第1節 事業許認可の申請 (第5条)
 - 第2節 投資及び資本価値の規定 (第6条)
 - 第3節 事業分野の規定 (第7条)
- 第4章 登録の規定
 - 第1節 オンライン・シングル・サブミッション (OSS) システムのアクセス権 (第8条ないし第10条)
 - 第2節 事業基本番号 (NIB) 取得のための登録 (第11条ないし第14条)
 - 第3節 メインプロジェクト及びサポートプロジェクト (第15条)
 - 第4節 労働社会保障実施機関及び健康社会保障実施機関、外国人労働者使用計画書 (RPTKA) 並びに企業における労働に関する報告義務 (第16条ないし第18条)
- 第5章 事業許可及び商業又は営業許可の発行
 - 第1節 通則 (第19条及び第20条)
 - 第2節 事業許可の発行 (第21条ないし第24条)
 - 第3節 零細・小規模事業許可の発行 (第25条)
 - 第4節 商業又は営業許可の発行 (第26条)
- 第6章 事業許可及び商業又は営業許可のコミットメントの充足
 - 第1節 事業許可のコミットメントの充足
 - 第1款 通則 (第27条)
 - 第2款 立地許可の発行 (第28条)
 - 第2款 (原文ママ) 水域の立地許可及び海域における立地許可の発行 (第29条ないし第31条)
 - 第3款 (原文ママ) 環境許可の発行 (第32条ないし第39条)
 - 第5款 建設許可 (IMB) の発行 (第40条)
 - 第6款 建物機能適性証明 (SLF) の発行 (第41条)
 - 第2節 事業許可の発効 (第42条)
 - 第3節 商業又は営業許可のコミットメントの充足 (第43条)
 - 第4節 商業又は営業許可の効力の開始 (第44条)
- 第7章 駐在員事務所、外資系フランチャイザーのフランチャイズ、海外先物取引業者及び支店の登録

- 第1節 通則（第45条）
- 第2節 外国駐在員事務所（KPPA）の登録（第46条）
- 第3節 外国商事駐在員事務所（KP3A）の許可（第47条）
- 第4節 外国建設サービス事業者（BUJKA）駐在員事務所の許可（第48条）
- 第5節 外資系フランチャイザーのフランチャイズ登録証明書（第49条）
- 第6節 先物取引業者の登録（第50条）
- 第7節 管理支店の登録（第51条及び第52条）
- 第8章 財政面における便宜の通知（第53条）
- 第9章 事業の拡充（第54条）
- 第10章 事業許認可の遵守の監視（第55条ないし第58条）
- 第11章 OSSシステムの開発及び拡充（第59条）
- 第12章 費用の支払（第60条）
- 第13章 雑則
 - 第1節 事業者データの変更（第61条）
 - 第2節 事業の合併（第62条）
 - 第3節 事業許認可の便宜（第63条）
 - 第4節 地方政府による事業許認可のコミットメント充足の便宜（第64条）
 - 第5節 事業許認可の有効期間（第65条）
 - 第6節 事業許認可の実施管理（第66条）
 - 第7節 不可抗力（第67条）
- 第14章 経過規定（第68条）
- 第15章 終則（第69条）